

新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その２）

２０１２年（平成２４年）９月１３日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

（証拠開示の拡充について）

１ 被告人に有利な証拠が隠されることにより、事実を誤認して人を処罰することを防止するため、次のとおり、公判前整理手続等に付された事件に限定されず全ての事件（有罪判決確定後の再審請求事件も含む。）に適用される、証拠一覧表の交付を含む全面的証拠開示規定を創設すべきである。

(1) 検察官に対し、捜査機関が作成又は入手した証拠の一覧表を作成し、公訴提起後速やかに、被告人側に交付することを義務付ける。

(2) 検察官に対し、公訴提起後速やかに、原則として当該事件の捜査の過程で作成又は入手した全ての証拠について、被告人及び弁護人に閲覧及び謄写の機会を与えることを義務付ける。

（手続二分制度及び有罪答弁制度の導入について）

２ 公訴事実について争いがある事件と争いがない事件を区別し、次のとおり、それぞれに適した公判手続を整備すべきである。

(1) 公訴事実について争いがある事件においては、公訴事実の存否を判断する手続と刑の量定の手続を二分し、まず公訴事実の存否と関連性のある証拠のみに基づいて有罪か無罪かを判断し、有罪の判断をした場合に限り量刑審理を行うものとする。

(2) 公訴事実について争いがない事件においては、弁護人が選任され、裁判所が公開の法廷で被告人の真意等を確認する手続を経ることを条件として、被告人が有罪の答弁をしたときは、速やかに量刑審理を開始することができるものとする。

意見の理由

１ 証拠開示の拡充について

現行刑事訴訟法は、公判前整理手続及び期日間整理手続（以下「公判前整理手続等」という。）に付された事件における被告人側の証拠開示請求権を定めている。

しかし、被告人に有利な証拠が隠されることにより、事実を誤認して人を処罰しないためには、被告人側に対する証拠開示は、公判前整理手続等に付された事件に限られることなく、全ての事件においてなされるべきである。

また、公判前整理手続等に付された場合にも、現行の証拠開示制度は未だ不十分である。まず、被告人側には、捜査機関がどのような証拠を作成又は入手したかをチェックする機会が保障されていない。さらに、被告人側に開示請求権が認められる証拠は、刑事訴訟法316条の15第1項又は同法316条の20第1項の要件に該当するものに限定されている。

近時の無罪事件等により、事実を誤認して人を処罰しないためには証拠開示が重要であることがより一層明らかになっている。よって、刑事訴訟法を改正し、公判前整理手続等に付された事件に限定されない、証拠一覧表の交付を含む全面的証拠開示規定を創設すべきである。

(1) 証拠一覧表の交付制度

被告人側には、捜査機関によってどのような証拠が作成又は入手されたかをチェックする機会が与えられるべきである。そのようなチェックが制度化されることにより、検察官による証拠隠しや証拠の存否をめぐる紛糾を一定程度防止することができる。

すなわち、証拠開示の対象が拡大されても、検察官が、自らに不利な証拠を破棄又は還付することによって被告人側に対する証拠開示を免れようとすることがあり得る。現に、最高裁第三小法廷平成19年12月25日決定によって取調べメモが証拠開示の対象になり得ることが明らかになったにもかかわらず、検察官が取調べメモを廃棄する事例が続出している。また、いわゆる厚生労働省元局長事件において、検察官は、他の証拠と整合しないフロッピーディスクについて、手持ち証拠から排除して証拠開示の対象から除外するために、関係者に還付したとされている。

しかるに、当該事件の捜査の過程で作成又は入手された証拠の一覧表の被告人側への交付が制度化されれば、検察官が証拠隠しを企図した場合にそのことが被告人側に明らかになる端緒になり得るから、不当な証拠隠しの防止に資すると考えられる。また、現行の公判前整理手続等において、検察官が当初は「存在しない」と回答していた証拠が実は存在することが後に明らかになった事例が少なからず報告されている。それらの事例において検察官が意図的に虚偽の回答をしたのかどうかは不明であるが、捜査機関が作成又は入手した証拠の一覧表が被告人側に交付されるようになれば、証拠の存否をめぐる混乱回避にも

資する。

刑事訴訟法 316 条の 27 第 2 項は、公判前整理手続において裁判所が検察官に提示を命じることができる一覧表に記載されるべき証拠の範囲について、検察官が保管している証拠と定めている。しかし、前記したとおり廃棄や還付による証拠開示逃れを防止するためには、検察官が現に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成又は入手された全ての証拠が一覧表に記載されるべきである。そして、一覧表には、証拠の内容まで記載される必要はなく、証拠の標目、作成者の氏名及び作成年月日が記載されれば目的を達すると考えられる。

そこで、検察官は、公訴提起後速やかに、被告人又は弁護人に対して当該事件の捜査の過程で作成又は入手した証拠の標目、作成者の氏名及び作成年月日を記載した一覧表を交付する旨を定めた規定が刑事訴訟法に新設されるべきである。なお、証拠一覧表の交付制度を不相当とする理由として、捜査機関の負担が挙げられることがある。しかし、上記のように内容まで記載することは要しないものとするれば、捜査機関の負担を過重なものにするとは考えられない。むしろ、このような証拠一覧表の作成は、証拠の適正管理のためにも必要であり、有用である。

(2) 全面的証拠開示

捜査機関が公費によって収集した証拠の開示を受けることは、被告人が有する基本的な権利である。国際人権（自由権）規約委員会も、1998年11月5日、第4回日本政府報告書に対して、「委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」との見解を述べている。

そして、2007年10月10日に再審無罪判決が言い渡された氷見事件では、捜査機関が押収した電話通話履歴の中に被告人のアリバイを裏付ける情報があったのに、それが見過ごされ、公判で電話通話履歴が取り調べられないまま有罪判決が言い渡された。また、2011年5月24日に再審無罪判決が言い渡された布川事件では、無罪方向の証拠の多くが第二次再審請求後になってようやく弁護人に開示された。それらの事件において、当初から被告人側に全ての証拠が開示されていれば、誤って有罪判決が言い渡されずに済んだ可能性が大きい。

このような事例を通じて証拠開示の重要性が一層明らかになっているから、

被告人側の防御権保障を十全なものとし、えん罪を防止するために、原則として全ての証拠を開示する制度が創設されるべきである。

これに対しては、現行の公判前整理手続等を通じた証拠開示制度によっても相当に広範な証拠開示がなされるはずである、との指摘がある。しかし、まず、公判前整理手続等に付されない事件では被告人側に証拠開示の請求権が認められていない。また、公判前整理手続等に付された事件でも、刑事訴訟法316条の15第1項各号の類型に該当せず、かつ検察官及び裁判所が被告人側の予定主張に関連しないと判断した証拠は被告人側に開示されないから、客観的に防御準備のために重要であると認められる証拠が全て開示される保障はない。

また、捜査機関が作成又は入手する証拠の中には、開示に適さない弊害を伴うものがあるから、全ての証拠を開示対象とするのは不相当である、との指摘がある。

しかし、検察官から被告人側に開示されたとしても、被告人及び弁護人はその証拠を防御準備に必要な範囲においてのみ使用するものであり、被告人側に開示すること自体に弊害があると認められるのは極めて例外的な場合に限られる。現行の公判前整理手続等における証拠開示に際して、検察官が、個人のプライバシーが侵害されるおそれがあることを理由として、証拠の開示に応じないことがある。しかし、被告人側に開示されてもその内容が直ちに公になるわけではない以上、個人のプライバシーが侵害される現実的な危険性が防御権保障のための証拠開示の必要性を上回るとは考えられない。証拠開示を制限する根拠になり得る弊害は、国家の重大な利益又は個人の生命若しくは身体の安全を害する現実的な危険性に限られるべきである。

そして、被告人側に対する開示により上記した弊害が生じる証拠があり得るとしても、そのような証拠があるからといって、被告人側に開示される証拠を予め一定の要件を充たすものに限定する理由にはならない。例えば、現行の刑事訴訟法上、捜査報告書は刑事訴訟法第316条の15第1項各号の類型として明記されていないが、捜査報告書全般に開示に伴う具体的弊害があるわけではない。原則として全ての証拠を開示することとした上で、開示による弊害が認められる例外的な証拠についてのみ、開示対象から除外し、又は開示時期若しくは方法を制限するための制度を併設すれば、開示による弊害を防止することは可能である。

さらに、被告人側に対する全面的証拠開示を認めると全ての証拠と矛盾しない虚偽主張などの不正行為を誘発するおそれがある、との指摘もある。

しかし、刑事訴訟においては、えん罪の防止こそが最優先で目指されなけれ

ばならない。そして、前述したように、えん罪を防止するための証拠開示の必要性は明らかである。抽象的な不正行為の懸念に基づいて証拠開示を制限することは、被告人に有利な証拠が隠されることにより、事実を誤認して人を処罰する結果を容認するものであり、妥当でない。

そこで、刑事訴訟法を改正し、公判前整理手続等に付された事件に限定されることなく、以下の定めに従って検察官が被告人側に証拠を開示する旨の規定を創設すべきである。

検察官は、公訴提起後速やかに、当該事件の捜査の過程で作成又は入手した全ての証拠について、被告人及び弁護人に閲覧及び謄写の機会を与える。

検察官は、特定の証拠を開示することによって国家の重大な利益又は個人の生命若しくは身体の安全を害する具体的かつ現実的な危険性があるときは、裁判所に対し、当該証拠についての開示義務を免除し、又は、開示の時期若しくは方法を指定し、若しくは条件を附する旨の決定を求めることができる。ただし、開示義務を免除することができるのは、被告人の防御の準備のために当該証拠を開示する必要性がないと認められる場合に限るものとする。

弁護人は、検察官が開示すべき証拠を開示しないときは、裁判所に対し、検察官に証拠開示を命じる旨の決定を求めることができる。

公訴提起から第1回公判期日までは、証拠開示に関する決定は、受訴裁判所ではなく裁判官が行う。

2 手続二分制度及び有罪答弁制度の導入について

従来の刑事司法においては、公訴事実について争いがある事件と争いがない事件が手続上区別されておらず、基本的に同一の公判手続を経て判決を宣告するものとされてきた。その結果、裁判官は、執務時間の大部分を公訴事実について争いがない事件の審理に割き、有罪判決を宣告し、被告人に対し訓戒することを日常としてきた。このように、公判手続が区別されることなく、そこに現れる被告人は有罪となるという経験が積み重ねられる状況は、被告人を有罪と推定する心理を生じさせるおそれの大きいものであり、無罪推定原則を実質的に確保することを困難にしている。新たな刑事司法においては、公訴事実について争いがある事件と争いのない事件を区別し、それぞれに適した公判手続を整備すべきである。

(1) 手続二分制度

従来の刑事司法においては、公訴事実について争いがある事件においても、

有罪・無罪を判断する手続と刑の量定の手続が二分されてこなかった。その結果、公訴事実の存否が争われている審理において、公訴事実の存否と関連性のない証拠や尋問が許容され、情状資料や犯罪被害者等の意見が提出されるなど、関連性のある証拠のみに基づく公訴事実の存否の判断は、制度的に確保されてこなかった。

新たな刑事司法制度においては、無辜の不処罰の優先性を明確にすべきであるところ、公訴事実について争いがある事件においては、関連性のある証拠のみに基づく公訴事実の存否の判断を確保するために、公訴事実の存否を判断する手続と刑の量定の手続を区別し、まず公訴事実の存否と関連性のある証拠のみに基づいて有罪か無罪かを判断し、有罪の判断をした場合に限り量刑審理を行う手続二分制度を導入すべきである。

これに対し、手続を二分した場合、被害感情や処罰感情を証言する証人が2度法廷に出頭する負担が生じるとする指摘がある。しかし、証人の負担への配慮は、無辜の不処罰の要請に優先するものではない。公訴事実の存否が争われている手続の中で、無罪と推定されるべき被告人に対して被害感情や処罰感情が証言されることは、明らかに不適切であり、適正な公訴事実の存否の認定を害するおそれの大きいものである。無罪と推定される権利を実質的に保障し、事実認定の適正を確保し、事実を誤認して人を処罰しないために、公訴事実について争いがある事件においては、手続を二分することが不可欠である。

(2) 有罪答弁制度

従来の刑事司法においては、公訴事実について争いがない事件につき、争いがある事件と同様の捜査を行う必要性があることを理由として、迅速に裁判が開始されず、慢性的に長期の未決勾留が行われてきた。このことは、被告人の社会復帰を阻害し、刑事施設の過剰収容をもたらす、接見施設の深刻な混雑の一因ともなるなど、多くの弊害を生じさせてきた。

新たな刑事司法においては、公訴事実について争いがない事件について、未決勾留をいたずらに長期化することなく、速やかに量刑審理を開始することが望ましい。また、無辜の不処罰を優先する観点からも、公訴事実について争いがある事件により多くの資源を振り向けるべきであり、そのためには、公訴事実について真に争いがない事件について、合理的な手続を設けることが必要である。そこで、一定の条件の下で、被告人が有罪の答弁をしたときは、速やかに有罪を宣告して量刑審理を開始する、有罪答弁制度を導入すべきである。

もっとも、無辜の不処罰のためには、公訴事実について真に争いがないのか

が慎重に見極められる必要がある。そこで、弁護人が選任され、被告人が公開の法廷において放棄することになる権利その他の有罪答弁の効果の説明を受けた上で有罪答弁を行い、裁判所が被告人の真意を確認し、有罪答弁が真実に合すると認めることを有罪宣告の条件とすべきである。

迅速な裁判を受けることは被告人の権利であり、とりわけ未決勾留の短縮は被告人の利益に大きく関わることから、有罪答弁をするための手続に付する申立て（有罪答弁手続の申立て）は、被疑者、被告人又は弁護人ができるものとすべきである。有罪答弁手続の申立ての多くは、被疑者段階又は公訴提起から間もない時期になされることが想定されるが、証拠開示を受けなければ適切な判断をすることが困難な事件もあり得ることから、少なくとも第1回公判期日までの間は、申し立てることができるものとすべきである。

被疑者又はその弁護人が有罪答弁手続の申立てをしたときは、検察官は、真に争いがない事件において刑罰法令を迅速に適用実現する観点から、速やかに公訴を提起し又は提起しない処分をすることに努めるものとすべきである。特段の事情のない限り速やかに処分することを可能にするために、後に有罪答弁手続の申立てが撤回されるなどして有罪の宣告がなされなかったときは、公訴提起を取り消して直ちに捜査を再開することができるようにすべきである。

そして、被告人について有罪答弁手続の申立てがなされているときは、直ちに、公開の法廷で有罪答弁手続期日を開くものとすべきである。そして、有罪答弁手続期日においては、裁判所が被告人に対し放棄することになる権利その他の有罪答弁の効果の説明をした上で、被告人が有罪答弁をし、裁判所が被告人の真意を確認し、その答弁が真実に合すると認めるときは、有罪を宣告するものとすべきである。

有罪答弁により有罪が宣告された後は、犯罪の軽重や性質に応じた量刑審理が行われるべきである。少なくとも軽微な事案については、被告人の社会復帰を阻害しないために、迅速な量刑審理により刑を言い渡すものとすべきである。また、適正な量刑を実現するために、判決前調査制度の導入も検討されるべきである。